

「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の修正概要

平成 21 年 8 月

厚生労働省 老健局老人保健課

■ 認定調査員テキストの修正について

- ・ 要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要である。平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しにおいては、最新の介護の手間を反映させるためにデータを更新したことに加えて、できるだけ要介護認定のバラツキを是正するために、認定調査における評価軸を 3 つにした上で、認定調査票の記入において、「見たまま」の状況で選択肢を選び、その上で特記事項として必要な情報を付記していただくこととした。
- ・ しかし、こうした見直しによって要介護状態区分等が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかという利用者等からの懸念を受けて、平成 21 年 4 月に設置された「要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下「検証・検討会」という。）」において、要介護認定等の方法の見直しの影響について検証を行うとともに、検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービス利用が可能となるよう経過措置を設けた。
- ・ 検証・検討会において 4 月以降の要介護認定の実施状況について検証を行った結果、多くの認定調査項目については項目選択の際の自治体間のバラツキが減少する傾向にある一方、いくつかの項目についてはバラツキが拡大しており、これらは自治体等から質問・意見が多く寄せられている項目と重なっている場合が多かった。
- ・ また、新たな方式による要介護度別の分布については、中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合が増加しており、こうした傾向はとくに在宅や新規の申請者にみられることがわかった。
- ・ こうしたことから、検証・検討会では、認定調査項目のうち、バラツキが拡大した項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目等を中心として、下記に示すような調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、その結果として、従来の要介護度の分布がほぼ等しくなることが、コンピューター上のシミュレーションや実際に複数の自治体で行われた検証で明らかになった。
- ・ なお、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解できるが、市町村・介護認定審査会に大きな負担を課すとともに、要介護認定の趣旨にそぐわないものであり、上記見直しと同時に終了させるべきとされた。
- ・ これを受けて、今般、認定調査員テキスト及び介護認定審査会テキストを修正し、平成 21 年 10 月 1 日以降の申請については当該テキストを使用することとし、経過措置については 9 月 30 日をもって終了することとした。
- ・ 平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しは、利用者・市町村の双方にとって大きな見直しであったにもかかわらず、事前の検証や周知が不十分であったために現場の混乱を招いたこともあり、厚生労働省としては、検証を踏まえた 10 月からの再度の見直しについては、十分な周知に努めることとしている。
- ・ 具体的には、テキストの一部修正について、9 月末までに、テキストや DVD の配布及びブロック研修、インターネットを通じたストリーミングを着実に実施して修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知することとしており、こうした取組を通じて、現場に十分な情報を伝えることができるよう万全を期す所存である。

■ 認定調査員テキストの主な修正点

■ 評価軸に関する修正点

【能力・有無（麻痺等・拘縮）】

ポイント 1

- ・ 「認定調査員テキスト 2009」（平成 21 年 3 月発行、以下「2009 年版テキスト」と呼ぶ）においては、「能力」や「有無（麻痺等・拘縮）」に関する項目については、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもら

った状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択することとされていた。

- ・ 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」（平成 21 年 8 月発行、以下「改訂版テキスト」と呼ぶ）では、「能力」に関する項目と「有無（麻痺等・拘縮）」に関する項目については、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況が異なる場合は、より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載することとした。

【介助の方法】

ポイント 2

- ・ 2009 年版テキストにおいては、調査項目の選択基準は、「実際に行われている介助」を基本原則としていた。独居者や介護放棄されている場合などは、「常時、介助を提供する者がいない場合」として、「不足に基づく選択」が認められていたが、介護者がいる状況で介助量が不足している場合や、不適切な状態に置かれている場合などについては、「実際に行われている介助」で選択を行い、不足や過剰な介助については、特記事項で対応することとされていた。
- ・ 改訂版テキストにおいては、「介助の方法」に関する項目については、原則として実際に行われている介助の方法を選択するが、この介助の方法が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法に係る選択肢を選択することとした。

■ 複数の調査項目の共通する主な修正点

ポイント 3

【自分の体を支えにして行う場合の共通規定】

- ・ 2009 年版テキストでは第 1 群の「能力」項目の中で「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位」「歩行」「立ち上がり」について、習慣的ではなく、自分の体の一部を支えにして、それぞれの行為を行うことができる場合は、「1.つかまらないうでできる」などの「できる」の選択肢を選ぶこととされていた。
- ・ 改訂版テキストにおいては、身体の「能力」に係る項目で、自分の身体の一部を支えにして行う場合は、「できる」から「何かにつかまればできる」等に変更した。

【生活習慣等によって介助の機会がない場合の「類似行為」での評価】

ポイント 4

- ・ 2009 年版テキストでは、生活習慣等によって介助の機会がない（行為の機会がない）場合は、「1.介助されていない」を選択することとされていた。
- ・ 改訂版テキストでは、生活習慣や寝たきり等によって介助の機会がない場合は、類似の行為で評価できることとした。例えば整髪においては、入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、頭を拭く行為で、つめ切りにおいては、四肢の清拭等の行為で代替して評価することとした。

■ 各調査項目の固有の修正点

ポイント 5

- ・ その他、各調査項目に固有の修正点については、本資料 9 ページ以降の表において網掛けのされていない欄に記載した。

■ 「要介護認定の見直しに係る Q&A」の反映

- ・ また、各自治体及び認定調査員から寄せられた質問や要望などをもとに、作成された「要介護認定の見直しに係る Q&A」（平成 21 年 6 月 18 日）についても、見直し後の内容と整合するものについては、今回の改訂版テキストに盛り込んだ。

■ 「特記事項の例」への反映

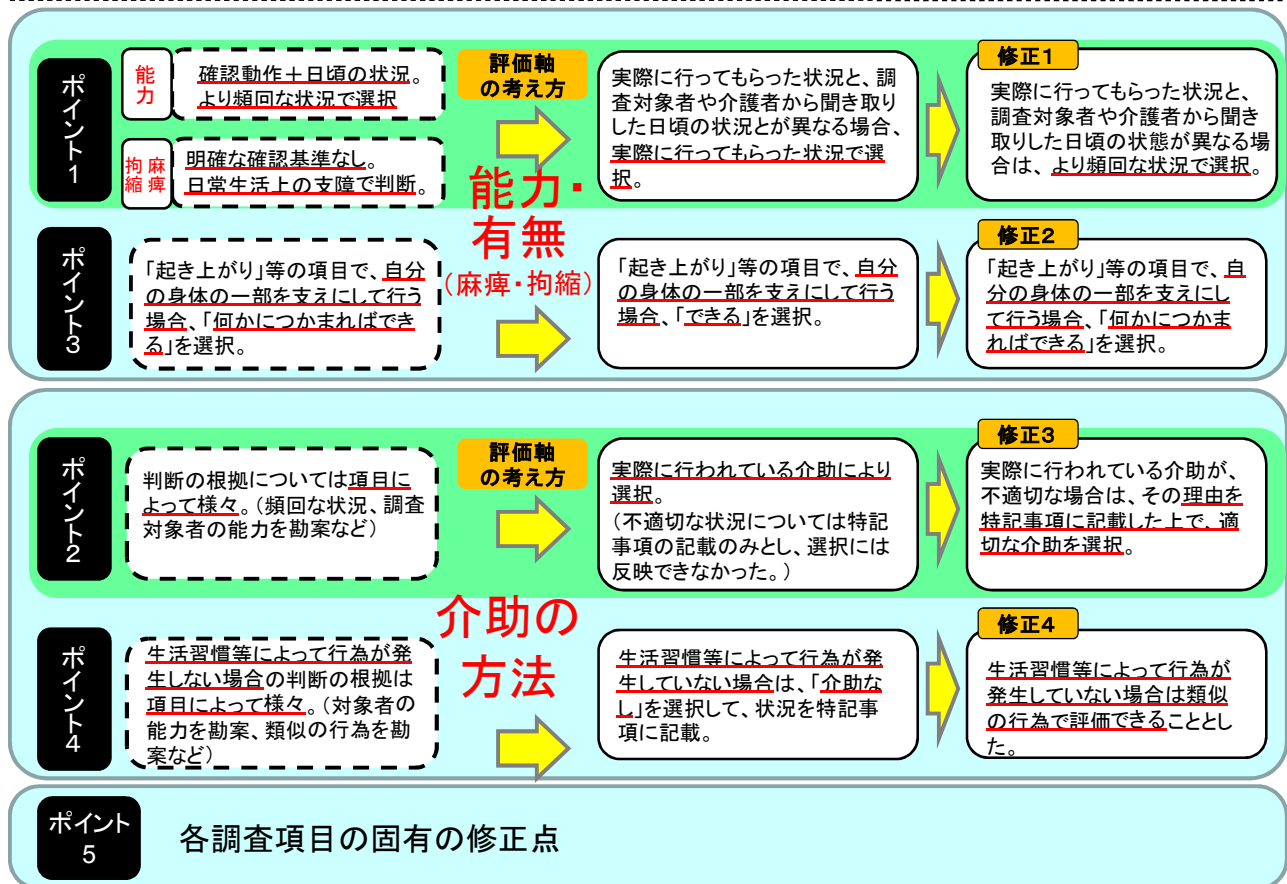
- ・ また、2009 年版から採用された「特記事項の例」についても、見直しによる評価軸の変更を踏まえ、大幅に加筆修正を行った。

従前のテキストとの比較でみた改訂版の概要

2006年版テキスト

2009年版テキスト

改訂版テキスト



調査項目修正箇所一覧表

		評価軸			修正箇所				
					評価軸に関する修正点		複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	
					ポイント1	ポイント2	ポイント3	ポイント4	
身体機能・ 起居動作	「1-1 麻痺(5)」			○	○				○
	「1-2 拘縮(4)」			○	○				○
	「1-3 寝返り」	○			○		○		
	「1-4 起き上がり」	○			○		○		
	「1-5 座位保持」	○			○		○		○
	「1-6 両足での立位」	○			○		○		
	「1-7 歩行」	○			○		○		
	「1-8 立ち上がり」	○			○		○		
	「1-9 片足での立位」	○			○				
	「1-10 洗身」		○			○			
	「1-11 つめ切り」		○			○		○	○
	「1-12 視力」	○			○				○
	「1-13 聴力」	○			○				
		評価軸			評価軸に関する修正点	複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点	
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合		行為がない場 合に類似の行 為で評価
生活機能	「2-1 移乗」		○			○			
	「2-2 移動」		○			○			
	「2-3 えん下」	○							
	「2-4 食事摂取」		○			○			○
	「2-5 排尿」		○			○			○
	「2-6 排便」		○			○			○
	「2-7 口腔清潔」		○			○			
	「2-8 洗顔」		○			○		○	
	「2-9 整髪」		○			○		○	
	「2-10 上衣の着脱」		○			○			
	「2-11 スボン等の着脱」		○			○		○	
	「2-12 外出頻度」			○					○
		評価軸			評価軸に関する修正点	複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点	
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合		行為がない場 合に類似の行 為で評価
認知機能	「3-1 意思の伝達」	○							
	「3-2 毎日の日課を理解」	○			○				
	「3-3 生年月日をいう」	○			○				
	「3-4 短期記憶」	○			○				
	「3-5 自分の名前をいう」	○			○				
	「3-6 今の季節を理解」	○			○				
	「3-7 場所の理解」	○			○				
	「3-8 徘徊」			○					
	「3-9 外出して戻れない」			○					
		評価軸			評価軸に関する修正点	複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点	
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合		行為がない場 合に類似の行 為で評価
精神・行動 障害	「4-1 被害的」			○					
	「4-2 作話」			○					
	「4-3 感情が不安定」			○					
	「4-4 昼夜逆転」			○					
	「4-5 同じ話をする」			○					
	「4-6 大声を出す」			○					
	「4-7 介護に抵抗」			○					
	「4-8 落ち着きなし」			○					
	「4-9 一人で出たがる」			○					
	「4-10 収集癖」			○					
	「4-11 物や衣類を壊す」			○					○
	「4-12 ひどい物忘れ」			○					○
	「4-13 独り言・独り笑い」			○					
	「4-14 自分勝手に行動する」			○					
	「4-15 話がまとまらない」			○					
		評価軸			評価軸に関する修正点	複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点	
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合		行為がない場 合に類似の行 為で評価
社会生活 への適応	「5-1 薬の内服」		○			○			○
	「5-2 金銭の管理」		○			○			
	「5-3 日常の意思決定」	○							
	「5-4 集団への不適応」			○					
	「5-5 買い物」		○			○			
	「5-6 簡単な調理」		○			○			
		評価軸			評価軸に関する修正点	複数の項目に共通する主な修正点		各調査項目の固有の修正点	
		①能力	②介助	③有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助 の選択)	自分の体の 一部に つかまる場合		行為がない場 合に類似の行 為で評価
その他	「特別な医療について(12)」			○					

■ 3つの評価軸（①能力、②介助の方法、③有無）

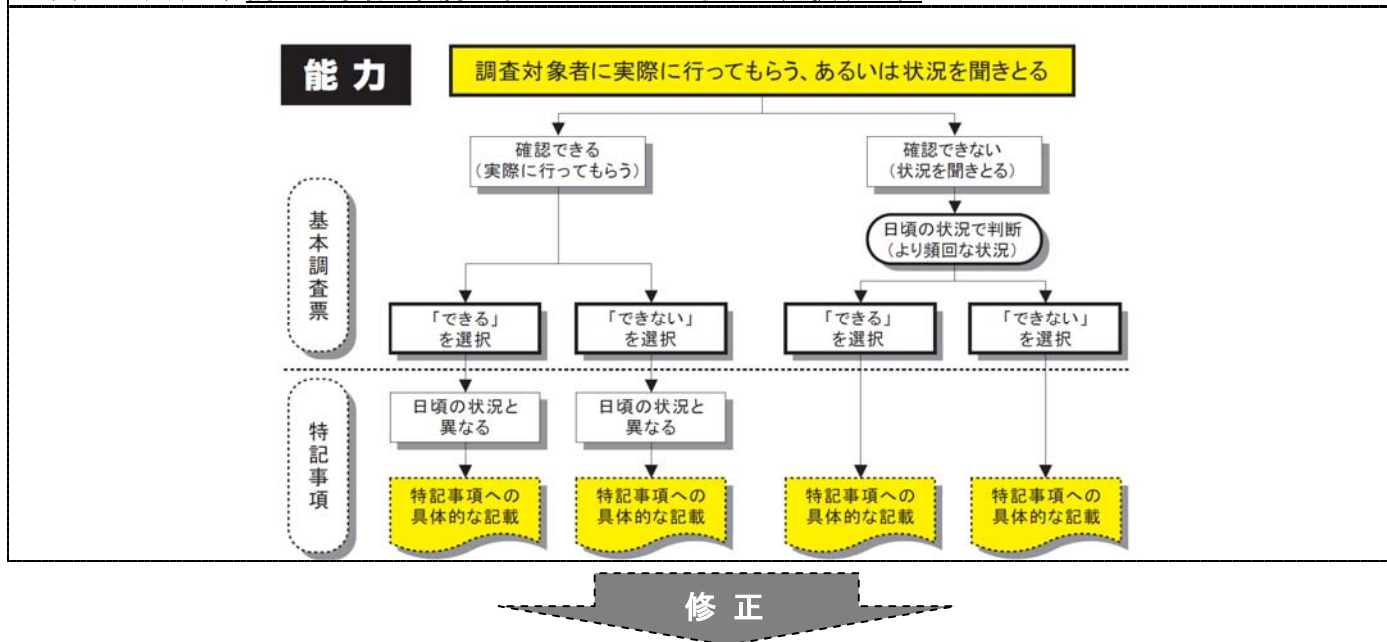
① 能力

【修正点】

○ 当日の状況（試行結果）と、日頃の状況が異なる場合は、「より頻回な状況に基づいて選択を行う」こととした。

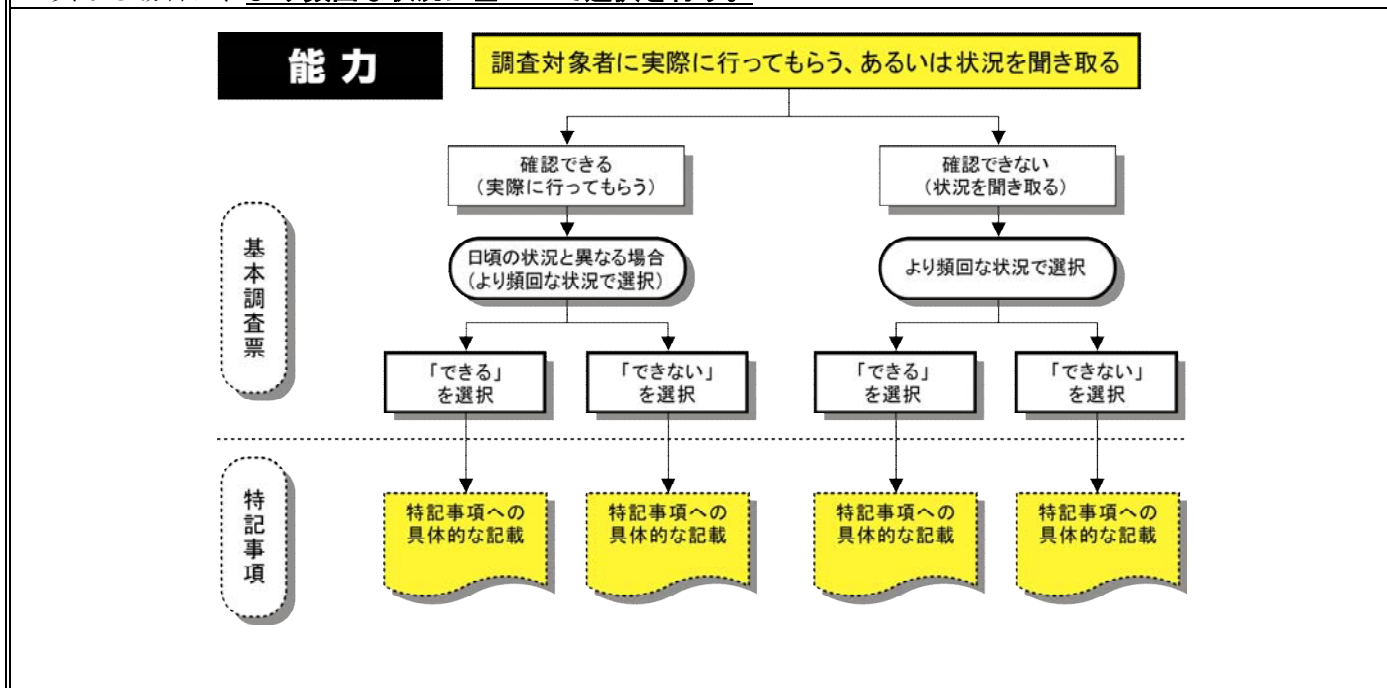
■ 認定調査員テキスト 2009

認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。



■ 認定調査員テキスト 2009 改訂版

認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択を行う。



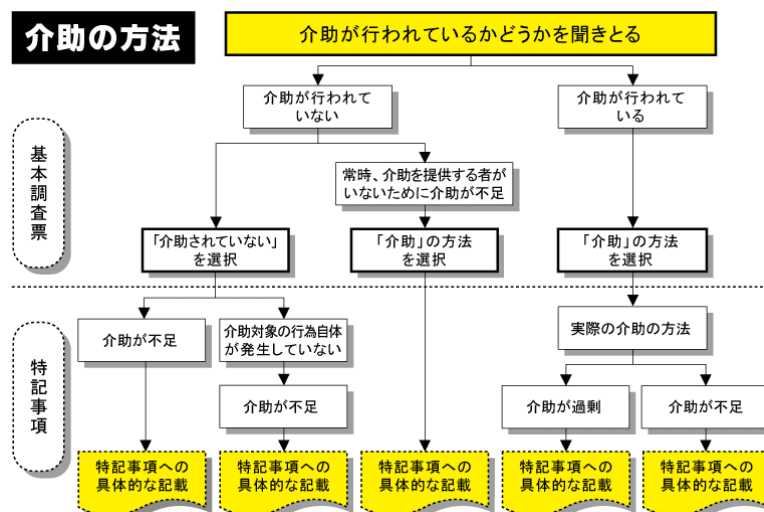
② 介助の方法

【 修正点 】

- 実際に行われている介助を選択するが、この介助が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することとした。
- 生活習慣等によって行為が発生していない場合は、類似の行為で評価できることとした（例：髪の毛のない方の整髪→頭部の清拭行為などで代替して評価）。

■ 認定調査員テキスト 2009

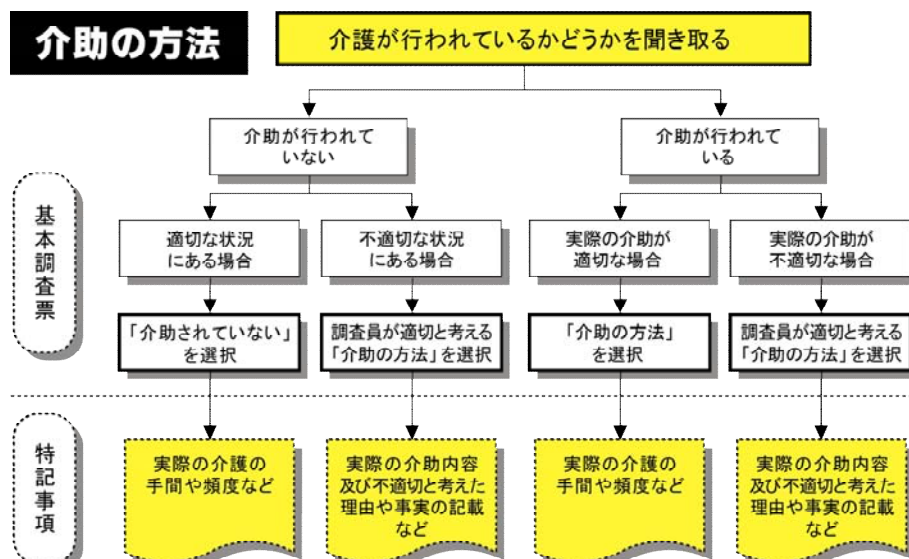
具体的に介助が「行われている－行われていない」の軸で評価しなければならない。なぜならこれらの項目は、実際に行われている介助を把握することが目的であり、主観的な介助の必要性から選択するものではないからである。



修正

■ 認定調査員テキスト 2009 改訂版

具体的に介助が「行われている－行われてない」の軸で選択を行うことを原則とするが、「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。



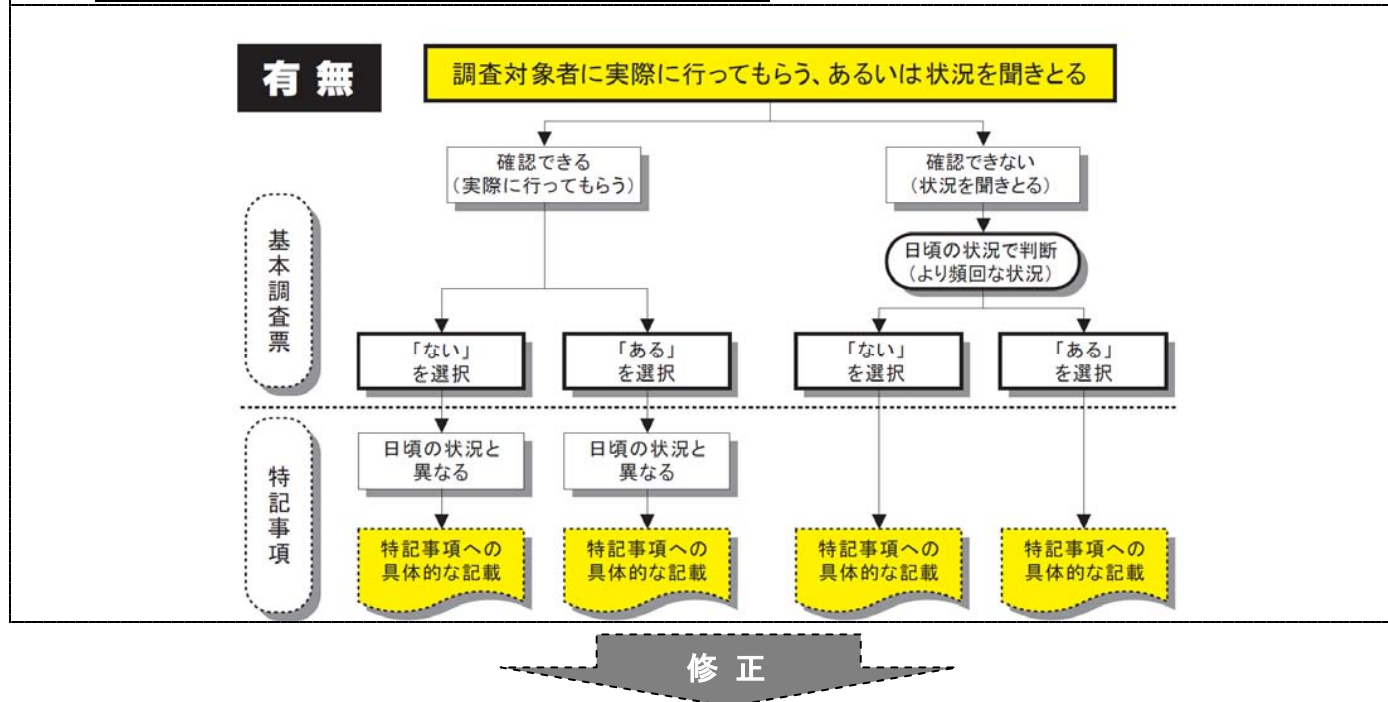
③ 有 無（麻痺・拘縮）

【 修正点 】

- 当日の状況（試行結果）と、日頃の状況が異なる場合は、「より頻回な状況に基づいて選択を行う」こととした。（①能力の項目に同じ）。

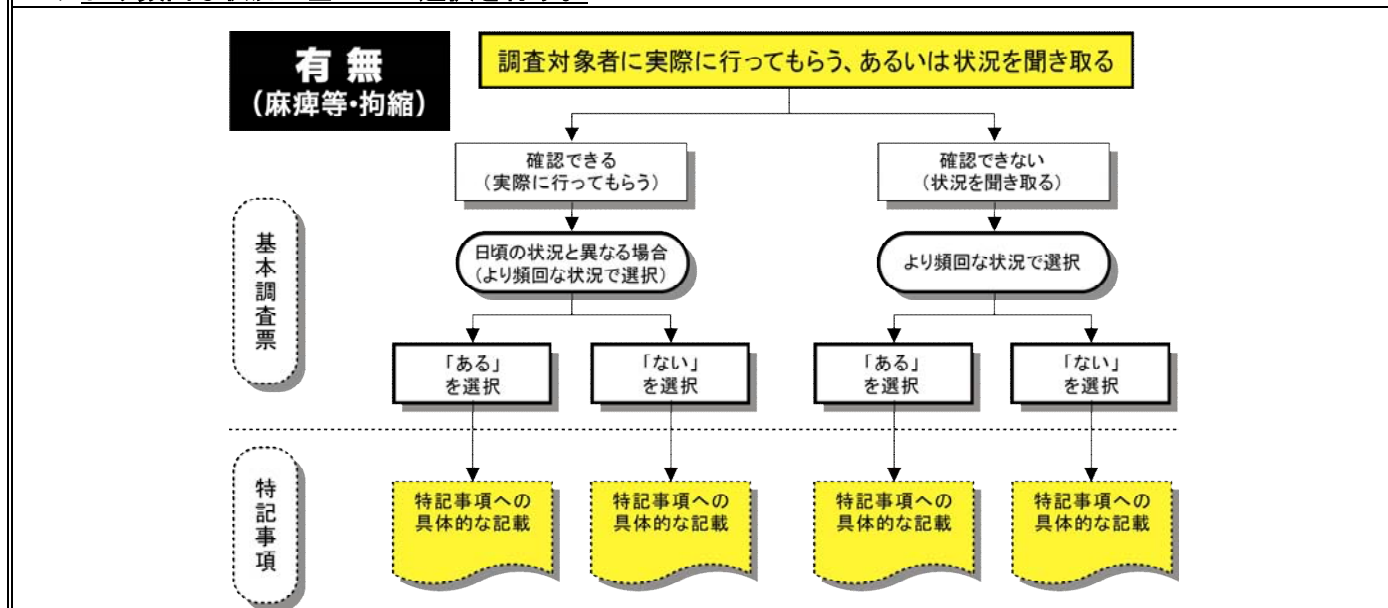
■ 認定調査員テキスト 2009

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。



■ 認定調査員テキスト 2009 改訂版

調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択を行う。



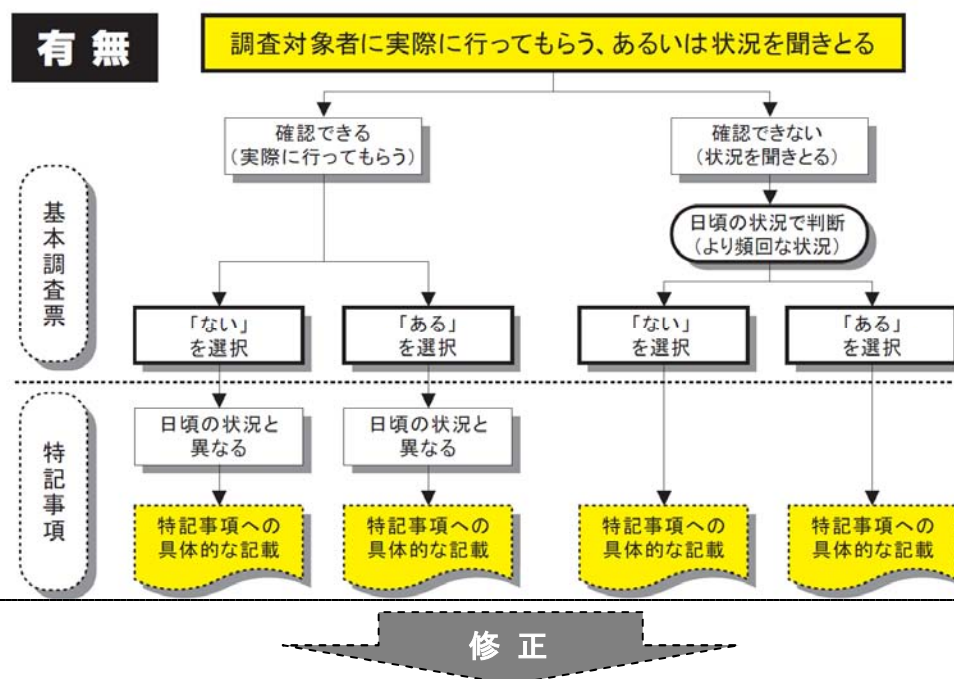
③ 有 無（BPSD 関連）

【 修正点 】

- 調査の基本的な考え方について修正なし。

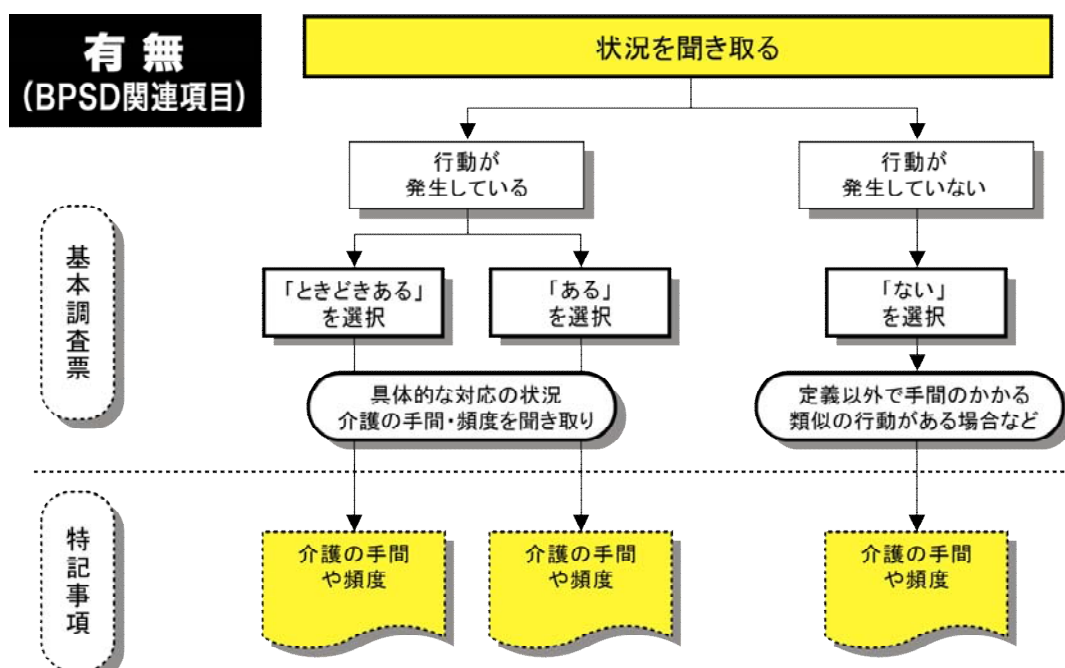
■ 認定調査員テキスト 2009

BPSD 関連の有無に関する調査方法が不明確。



■ 認定調査員テキスト 2009 改訂版

BPSD 関連の有無に関する調査方法を**明確化**（下記チャート）



■ 各項目の修正点

網掛けされている修正点は、評価軸の修正によって、同一の評価軸に属するすべての調査項目に共通して適用された修正（8 ページまでで説明されている修正箇所）。網掛けがされていない修正点は、それぞれの調査項目に固有の修正箇所。なお、特記事項の例の差し替えや、微細な修正は本表には含んでいない。また、定義上の意味は大きく変わらないものの、表現を一部差し替えたもの（例：著しく逸脱した行動→不適当な行動）や、より詳しく解説を付したものなどについては、ここでは取り上げていない。

第 1 群（身体機能・起居動作）

	再改正前	再改正後
1-1：麻痺等（上肢）	図示とともに、確認方法として「前方に腕（上肢）を肩の高さまで挙上する」。	図示とともに、確認方法として「前方に腕（上肢）を肩の高さまで自分で挙上し、 <u>静止した状態で保持できるか確認</u> する」。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-1：麻痺等（下肢）	図示とともに、「膝を伸ばす動作により下肢を挙上できるかを確認する。脚の持ち上げを確認する調査項目であり、挙上した脚が完全に伸展する必要はない。	（図示とともに）膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する（股・膝関節屈曲位での膝関節の伸展）。床に対して、水平に足を挙上できるかどうかについて確認する。具体的には、踵と膝関節（の屈側）を結ぶ線が床と平行になる高さまで挙上し静止した状態で保持できることを確認する。また、椅子で試行する場合は、大腿部が椅子から離れないことを条件とする。仰向けで試行する場合は、枕等から大腿部が離れないことを条件とする。 なお、膝関節に拘縮があるといった理由や下肢や膝関節等の生理学的な理由等で膝関節の完全な伸展そのものが困難であることによって水平に足を挙上できない（仰向けの場合には、足を完全に伸ばせない）場合には、他動的に最大限動かせる高さ（可動域制限のない範囲内）まで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-1：麻痺等（その他）	四肢の欠損がある場合にのみ選択。	いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は「6.その他」を選択する。 <u>上肢・下肢以外に麻痺等がある場合「6.その他」を選択する。</u>
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（肩関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（股関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
1-2：拘縮（膝関節）	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。

1-2：拘縮 (その他)	四肢の欠損がある場合にのみ選択。	いずれかの四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合は「5.その他」を選択する。 <u>肩関節、股関節、膝関節以外について、他動的に動かし際に拘縮や可動域の制限がある場合は、「5.その他」を選択する。</u>
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-3：寝返り	(一度起き上がってから寝返りを行う場合) 規定なし (自分の体の一部を掴んで寝返りを行う場合) 規定なし	<u>一度起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。</u> 自分の体の一部(膝の裏や寝巻きなど)を掴んで寝返りを行う場合(掴まないといけない場合は「2. 何かにつかまればできる」)を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-4：起き上がり	自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がれる場合は、「1. つかまらないうでできる」を選択する。	自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がれる場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合(支えにしないと起き上がれない場合は「2. 何かにつかまればできる」)を選択する。 体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起き上がる場合(加重しないと起き上がれない場合は「2. 何かにつかまればできる」)を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-5：座位保持	座位の状態を <u>1 分間程度</u> 保持できるかどうかの能力 大腿部(膝の上)に手で支えて座位保持ができている場合は、「1. できる」を選択する。	座位の状態を <u>10 分間程度</u> 保持できるかどうかの能力 大腿部(膝の上)に手で支えてしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合(加重しないと座位保持できない場合は「2. 自分の手で支えればできる」)を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-6：両足での立位保持	自分の体の一部を支えにして立位保持する場合や、体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にとしっかりと加重して立位保持する場合は「1. 支えなしでできる」を選択する。	自分の体の一部を支えにして立位保持する場合や、体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にとしっかりと加重して立位保持する場合(加重しないと立位保持できない場合は「2. 何か支えがあればできる」)を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-7：歩行	膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「1. つかまらないうでできる」を選択する。(異なった選択が生じやすい点に記載あり)	膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「2. 何かにつかまればできる」を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-8：立ち上がり	自分の体の一部を支えにして立ち上がる場合は「1. つかまらないうでできる」を選択する。(異なった選択が生じやすい点に記載あり)	自分の体の一部を支えにして立ち上がる場合や、習慣的ではなく体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にとしっかりと加重して立ち上がる場合(加重しないと立ち上がれない場合は「2. 何かにつかまればできる」)を選択する。
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-9：片足での立位	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-10：洗身	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>

	実を特記事項に記載する。	
1-11：つめ切り	一定期間（調査日より概ね過去 1 週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。	一定期間（調査日より概ね過去 1 か月）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。
	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、 <u>四肢の清拭等の状況で代替して評価する。</u>
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
1-12：視力	視野狭窄の視覚に関する障害については「特記事項」に記載する（選択基準に含まない）	広い意味での視力を問う質問であり、 <u>視野狭窄・視野欠損等も含まれる（選択基準に含む）</u>
	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>
1-13：聴力	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択。</u>	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択。</u>

第 2 群（生活機能）

	再改正前	再改正後
2-1：移乗	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	寝たきり状態などで、「移乗」の機会が全くない場合は、「(1)調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-2：移動	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。	寝たきり状態などで、「移動」の機会が全くない場合は、「(1)調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定して適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-4：食事摂取	小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等（厨房・食卓は問わない）、食べやすくするための <u>介助は含まない。</u>	一部介助の定義として：「食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる <u>介助が行われている場合も含む。</u> 」
	中心静脈栄養：「1.介助されていない」を選択 実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	中心静脈栄養：「4.全介助」を選択 実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-5：排尿	（トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」がある場合） <u>規定なし</u>	トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の清掃ではないため、 <u>含まれない。</u>	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、 <u>回数に関わら</u>

	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	ず「<u>排尿後の後始末</u>」として評価する。 実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-6：排便	（トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」がある場合）<u>規定なし</u>	トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「<u>2.見守り等</u>」として評価する。
	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、直後の清掃ではないため、<u>含まれない</u>。	使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや、<u>回数に関わらず「排便後の後始末」</u>として評価する。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-7：口腔清潔	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-8：洗顔	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「<u>1.介助されていない</u>」を選択する。	「洗顔」を行う習慣がない等の場合は、<u>入浴後に顔をタオル等で拭く介助や、ベッド上で顔を拭く行為などの類似行為で代替して評価する。通常の洗顔行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。</u>
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-9：整髪	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「<u>1.介助されていない</u>」を選択する。	<u>入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、顔を拭く行為などで代替して評価する。通常の整髪行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。</u>
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-10： 上衣の着脱	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-11： ズボンの着脱	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「<u>1.介助されていない</u>」を選択する。	日頃、ズボンははかない場合（浴衣形式の寝巻きなど）は、<u>パンツやオムツの着脱の行為で代替して評価する。通常のズボンの着脱行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含まない。</u>
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、<u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
2-12： 外出頻度	・ 1 回概ね 30 分以上の外出の頻度を評価。（<u>自宅の庭も含む</u>点を「特記事項の例」で明記）	・ 1 回概ね 30 分以上、<u>居住地の敷地外へ出る頻度を評価</u>。徘徊や救急搬送は外出とは考えない。同一施設・敷地内のデイサービス、診療所等へ移動するこ

	一定期間（調査日より概ね 3 ヶ月）の状況において、外出の頻度で選択する。	- とも外出とは考えない。 - 一定期間（調査日より概ね 1 ヶ月）の状況において、外出の頻度で選択する。過去 1 ヶ月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状況で選択を行うものとする。
--	---	--

第 3 群（認知機能）

	再改正前	再改正後
3-2：毎日の日課を理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
3-3：生年月日をいう	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
3-4：短期記憶	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
3-5：自分の名前をいう	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
3-6：今の季節を理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。
3-7：場所の理解	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>実際に行ってもらった状況で選択</u> 。	実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合、 <u>より頻回な状況で選択</u> 。

第 4 群(精神・行動障害)

	再改正前	再改正後
4-11：物を壊したり、衣類を破いたりする	（実際に、物が壊れなくても破壊しようとする場合の選択基準） <u>規定なし</u> 。	<u>実際に、物が壊れなくても破壊しようとする行動がみられる場合は評価する。</u>
4-12：ひどい物忘れ	この物忘れによって、何らかの行動が起こっていることをいう。	この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、 <u>周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況（火の不始末など）をいう</u> 。電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含まない。周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況については、実際に対応がとられているかどうかは選択基準には含まれないが、具体的な対応の状況について特記事項に記載する。

第 5 群（社会生活への適応）

	再改正前	再改正後
5-1：薬の内服	（調査対象の行為自体が発生しない場合）「1.介助されていない」を選択する。 （経管栄養（胃ろう）の場合の取扱）<u>規定なし</u>。	（調査対象の行為自体が発生しない場合）<u>薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。</u> 経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する場合も含む。
	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択</u> 。

	実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	
5-2 : 金銭の管理	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
5-5 : 買い物	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>
5-6 : 簡単な調理	実際に行われている介助により選択。認定調査員からみて、明らかに介助が過剰、または不足であると思われる場合は、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。このような介助の過剰、不足についての情報は、基本調査の選択基準には用いず、特記事項の記載のみとする。	実際に行われている介助が、 <u>不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択。</u>